

別記様式 1

明 細 書

作成日：平成 28 年 8 月 19 日

更新日：令和 年 月 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒505-0037）岐阜県美濃加茂市前平町 3-16

（ギフケンミノカモシマエヒラチョウ 3-16）

名称（フリガナ）：美濃加茂市堂上蜂屋柿振興会

（ミノカモシドウジョウハチヤガキシニコウカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 酒向 邦彦

ウェブサイトのアドレス：<http://www.hachiyagaki.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 5 類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：干柿

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：堂上蜂屋柿（ドウジョウハチヤガキ）、Doujou Hachiya Gaki、

Doujou Hachiya Persimmon

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：岐阜県美濃加茂市

5 農林水産物等の特性

「堂上蜂屋柿」の特性は、以下のとおりである。

（1）原料及び原料の生産方法による特性

ア 原料柿の品種「堂上蜂屋」は完全渋柿であり、果実の形状は四角く、果頂部がやや尖っており、干し柿加工においても、その形状を活かし加工する。（資料 1）

糖度は 18%程度であり、渋柿の主力品種である「平核無」（糖度 14%程度）よりも甘味が強い。

イ 原料としての「堂上蜂屋」は、摘らい・摘果による着果制限により 250 g 以上の大玉のため、干し柿としての「堂上蜂屋柿」も非常に大きくなり、1 個当たり平均果実重量は 80 g 程度、最上級品では 100 g を超える（干し柿の 1 果実重量は原料果実重量のおよそ 26~28%）。（資料 2）

（2）加工方法による特性

原料の四角い形状を生かして皮むきを行う。そのため、干し柿についても赤道部断

面は四角く、縦にはやや細長く、全体に丸みを帯びた美しい形状となる。

また、内部の水分を均一とするため「手もみ」と呼ばれる伝統的な方法で乾燥を防いでいる。

加工の終盤には、稲わらで作ったニオボウキで柿の表面をやさしく掃く「ホウキがけ」を行う。これにより、表面には上品な白い粉（主成分はブドウ糖、果糖）が吹く。

上記のような行程を経ることで、果肉は飴色で、水分や繊維質は少なくゼリー部分が多いため、とろりとした食感があり、糖度は55～65%程度となるが、しつこさがない自然な甘味との評価を得ている。

(3) 社会的評価

上記の特性を有する「堂上蜂屋柿」は主に贈答品として高く評価されており、取引価格は、他産地の干し柿の単価と比較して高く、1個当たり1,500円で販売される商品もある。贈答品としての需要の高さを反映し、価格の高い商品から先に売れていくなど、高級品として取り扱われている。

6 農林水産物等の生産の方法

「堂上蜂屋柿」の生産方法は、以下のとおりである。

(1) 柿品種

原料とする柿品種「堂上蜂屋」は、生産地域内にある保存木から採取した穂木から苗木育成し、美濃加茂市内で栽培したものに限る。

(2) 原料柿の生産方法

原料柿の生産に当たっては、摘らい・摘果による着果制限（原則1枝1果）を適正に行い、干し柿に使用する果実重250g以上の大玉（平均果実重300g）になるよう果実を生産する。

11月中旬頃、果実を収穫し、収穫の際は、柿を紐で吊るせるように撞木を残して枝を切る。

(3) 干し柿の加工方法

加工方法は以下のとおりである。

① 追熟

収穫後、皮むきをしやすく、干し柿の色あがりをよくするため、果実の状態に合わせて追熟を行う。

② 皮むき

原料の四角い形状を生かして皮むきを行う。

③ 硫黄燻蒸、乾燥

皮むき後、硫黄燻蒸を行った後、乾燥させる。乾燥は、表面を急激に乾燥させないため1日以上かけ干しを行った後、日光に当てて干す。このかけ干しと日光に当てて干す作業は、以降の手もみ、ホウキがけの行程後においても同様に行う。

④ 手もみ

乾燥途中、柿を整形しながら手もみを行う。柿の内側と外側の水分を均一化するための作業で、外側の乾燥が進んでいる場合は力加減を強めるなど、乾燥状態により手もみの力加減を変えて行う。

⑤ ホウキがけ

稲わらで作ったニオボウキで柿の表面をやさしく掃く。

(4) 選果・出荷

「堂上蜂屋柿出荷品質基準」に基づき選果し、以下のものについては出荷しない。

重量 60 g 未満のもの、長さ 6.5cm 未満のもの、乾燥不十分なもの、乾燥し過ぎのもの、黒変・黄変がひどいもの、型崩れ・先端の凹みが大きいもの、大きなシワがあるもの、粉が厚過ぎるもの、シワ・キズ・黒点・病害虫被害痕が目立つもの、撞木がとれているものなど明らかに製品とならないもの。

(5) 最終製品として形態

「堂上蜂屋柿」の最終製品としての形態は、加工品（干柿）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「堂上蜂屋柿」の特性が生産地に帰せられる理由は、以下のとおりである。

(1) 原料生産との関連性

美濃加茂市は岐阜県の中央南部に位置し、年間を通じて温暖で晴天日が多く、適度な降雨もあり、柿の栽培に適した気候である（岐阜県作成の主要園芸作物標準技術体系（果樹・特産編）によれば、柿は年平均気温が 13℃以上、9月の平均気温が 21～23℃、10月の平均気温が 15℃以上で高品質の柿が生産できるとされている）。（資料 3）

また、わずかに盆地型の気候要素を示し、昼夜の温度差があるため、低温となる夜間に呼吸や蒸散が抑えられて無駄な糖分の損失が防がれ、こうした気候的・地理的要因と合わせて、1本の枝に1個の果実となるよう摘らい・摘果による着果制限を技術的に行ってきたため、11月の収穫期には特に大玉で着色のよい高糖度の果実が収穫されている。

(2) 干し柿生産との関連性

美濃加茂市は、干し柿加工を行う 11～12月の晴天日が多く、降雨・降雪は非常に少なく、朝晩の冷え込みが強い地域である。晴天日が多く降雨・降雪が少ないことで、カビの発生による生産ロスや変色などが少なく、製品はきれいな飴色に仕上がる。

また、朝晩の冷え込みが強いため、日光に当てて干す作業を開始する時にはまだ気温が低く、屋外へ出した柿が急激に乾燥することを防いでくれる。ハウス内で干す場合は、天窓や側窓の開閉により屋外と同等の気温となり、急激な乾燥を防ぐことができる。大きい果実に含まれる水分が、外側の急激な乾燥により内側に残ってしまわないよう、ゆっくりと時間をかけて干し上げることができる。

さらに、外側の乾燥が進まないよう「手もみ」と呼ばれる技法による、果実の外側と内側の水分を均一化し、内側に水分が残らないよう仕上げることや、「ニオボウキ」と呼ばれる稲わらのホウキで掃く方法は、伝統的な技法として生産地域で引き継がれている。

堂上蜂屋柿の特性である大きさ、飴色の果肉の美しさ、上品な白い粉に覆われる外観は、この地域の気候と伝統的な技術によって生み出されている。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

種々の古書を参考に大正時代に作られたとされる、堂上蜂屋柿の歴史などを掲載した「蜂屋柿由来略書」によれば、当地の干し柿が千年余り昔から朝廷や幕府への献上品であったと言われており、特性にあるような干し柿が造られていた歴史、「蜂屋村」と「蜂屋柿」の名前の由来もその時代に遡っている。

その後、砂糖の市場流通などにより堂上蜂屋柿の需要は減少し、代わって養蚕業が盛んになり、堂上蜂屋柿を作る農家はほとんどなくなったが、昭和5年に一人の農業者が再び堂上蜂屋柿を作り始めた。

高度な技術が必要な堂上蜂屋柿の復活は困難を極めたが、近隣農家への呼びかけを行い、少しずつ栽培農家を増やすと共に、栽培・加工方法の研究も併せて行ってきた努力が実を結び、現在のような堂上蜂屋柿ができあがった。

昭和53年に堂上蜂屋柿振興会が発足し、堂上蜂屋柿の生産農家を増やすための取組を積極的に行うと共に、販路開拓・品質向上の研修会等を行ってきた結果、生産農家も増え、美濃加茂市の高級特産品として復活し、4万3千個を上回る出荷量を確保している。

明治33年(1900年)のパリ万国博では銀杯を、明治37年のセントルイス万国博では干し柿は金杯、その苗木は銀杯を受賞した。

また、平成19年には、スローフード協会の食の世界遺産「味の箱舟」に、平成22年には、地域食品ブランド表示基準制度「本場の本物」に認定され、平成27年には、食をテーマに開催されたミラノ万博に出展するなど、堂上蜂屋柿は、今も一流の干し柿として国内外で高い評価を受けている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

法第13条第2項該当の有無：

法第13条第2項第1号に該当する

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：令和7年7月3日

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当しない

10 連絡先（文書送付先）

